

## 甲府市農業委員会 8月定例総会議事録

1. 日 時 令和5年8月30日（水曜日）午後2時00分から午後3時00分

2. 会 場 甲府市南公民館

3. 出席委員（19名）

会長・柿嶋 敦 会長職務代理者・山村 忠弘、米山 夫佐子

### 【農業委員】

1 番 森澤 良直 2 番 落合 洋子 3 番 土屋 三千雄 4 番 宮川 俊一  
5 番 興水 辰次 6 番 芦沢 喜嗣 7 番 小松 芳彦 8 番 越石 和昭  
9 番 亀井 智 10 番 關野 登 11 番 佐々木 茂隆 12 番 西名 武洋  
13 番 渡邊 元二 14 番 野澤 洋子 15 番 長田 正実 16 番 菊島 建

### 【農地利用最適化推進委員】

1 番 山本 俊一 2 番 二宮 茂徳 3 番 若尾 忠昭 4 番 石橋 晴夫  
6 番 萩原 滋 7 番 杉原 正芳 8 番 小林 正人 9 番 鷹野 一郎  
10 番 大森 由彦 11 番 佐野 満 12 番 萩原 哲也 13 番 向山 茂美  
14 番 後藤 良仁 15 番 米山 英樹 16 番 飯寄 忠芳 17 番 長田 通夫  
18 番 志田 健

4. 欠席委員

【農業委員】（0名）

【農地利用最適化推進委員】（1名）

5 番 中澤 千尋

5. 職務のために出席した農業委員会事務局職員の職氏名

事 務 局 長 山本 伸二  
農地係 係 長 清野 隆彦  
係 長 中村 勝  
主 任 内藤 ひとみ  
振興係 係 長 牧野 公治  
主 任 田中 道仁

6. 議 案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

- 議案第4号 令和5年9月告示分農用地利用集積計画の承認について  
議案第5号 令和5年9月告示分農地中間管理権に係る農用地利用集積計画の承認について  
議案第6号 農用地利用集積等促進計画（案）の作成について  
議案第7号 令和6年度甲府市農業行政施策に関する意見書について  
議案第8号 令和5年度甲府市農業賞被表彰候補者の推薦について

#### 報告案件

- 報告第1号 山梨県農業会議への諮問結果について  
報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について  
報告第3号 農地法第4条の規定による届出について（市街化区域届出）  
報告第4号 農地法第5条の規定による届出について（市街化区域届出）  
報告第5号 農用地利用集積計画の解約について

午後2時00分 開会

#### ○事務局（清野係長）

それでは、令和5年8月定例総会を始めます。

本日の総会は、農業委員定数19名中19名のご出席をいただき、過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、この会議が成立していることをご報告いたします。

それでは、甲府市農業委員会総会会議規則により、会長が議長を務め会議を進めて参ります。会長よろしく、お願いいたします。

#### ○議長（柿嶋会長）

ただ今から、甲府市農業委員会8月定例総会を、農業委員会等に関する法律、並びに甲府市農業委員会総会会議規則により、会議を進めて参ります。

最初に、8月定例総会の議事録署名委員ですが、議席の順番によると、1番の森澤 良直委員と2番の落合 洋子委員をお願いいたします。

先ほど事務局とも打ち合わせをした際に、すべての案件について事前の質問はないとの報告を受けておりますので、議事の進行を行いたいと思います。

#### ○議長（柿嶋会長）

それでは議案審議を始めます。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について審議いたします。事務局より説明して下さい。

○事務局（中村係長）

今月の第3条許可申請は、有償移転が1件ございまして、第3条の資格要件を全て満たしております。

議案書1ページの1番、地図は1ページの3条NO.1をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲り渡し人、譲り受け人につきましては、議案書記載のとおりです。

申請地の、東面、西面、南面は農地、北面は甲府市道となっております。譲受人は、近隣で、〇〇を行っており、申請地を取得し、〇〇したいとのことであります。

譲受人の現在の経営面積は〇〇㎡ですが、取得後は〇〇㎡となり、申請地には、〇〇を行う計画であります。

以上でございます。

○議長（柿嶋会長）

事務局から説明が終わりました。この案件についても事前にご意見、ご質問の報告は受けておりませんが、何かありましたらお願いします。

《 質問・意見なし 》

○議長（柿嶋会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、賛成の方は挙手をしてください。

《 全員挙手 》

○議長（柿嶋会長）

ありがとうございました。

全員の方の賛成の挙手をいただきましたので議案第1号については、決定し、許可書の交付をまいります。

つぎに、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について審議いたします。事務局より説明して下さい。

○事務局（中村係長）

今月の4条許可申請は1件ございます。

議案書2ページの1番、地図は2ページの4条NO.1、5条NO.1をご覧ください。向かって右側の4条NO.1が本案件になります。

申請地の所在、地目、面積、申請人につきましては、議案書記載のとおりです。

申請地の東面は農道、西面は農地、南面、北面は宅地となっており、農地区分は、第3種農地と判断しました。

申請者は、申請地の〇〇側の農地の所有者であり、その農地を今回、農地法第5条により譲渡し、その譲受け人が〇〇する予定ですが、接道する道路幅員が狭いため、申請地を〇〇として〇〇するものであります。

なお、〇〇した部分は、〇〇を行い、〇〇に寄付し、〇〇が維持管理を行います。以上でございます。

○議長（柿嶋会長）

事務局から説明が終わりました。この案件についても事前にご意見、ご質問の報告は受けておりませんが、何かありましたらお願いします。

《 質問・意見なし 》

○議長（柿嶋会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、賛成の方は挙手をしてください。

《 全員挙手 》

○議長（柿嶋会長）

ありがとうございました。

全員の方の賛成の挙手をいただきましたので議案第2号については、決定し、許可書の交付をして参ります。

つぎに、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について審議いたします。事務局より説明して下さい。

○事務局（中村係長）

今月の5条許可申請は所有権移転が9件、賃貸借が1件、使用貸借が1件、合計11件となります。

議案書3ページの1番、地図は、今見ていただいた、地図で、向かって左側の5条NO.1が本案件になります。

申請地の所在、地目、面積、譲受け人、譲渡し人につきましては、議案書記載のとおりです。

申請地の東面は農道、西面は農地、南面、北面は宅地となっており、農地区分は、第3種農地と判断しました。

譲受け人は、〇〇となったため、申請地を取得し、〇〇したいとのことです。転用後は、〇〇する予定です。

続きまして、議案書2番、地図は3ページの5条NO.2をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、貸し人、借り人につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地の東面は宅地、西面は雑種地、南面は道路、北面は農地となっており、農地区分は、第2種農地と判断しました。

借り人は、貸し人の〇〇であります。借り人の現在の〇〇が〇〇なため、申請地を使用貸借し、〇〇したいとのことです。

転用後は、〇〇する予定であります。

続きまして、議案書3番、地図は4ページの5条NO.3、NO.4をご覧ください。

向かって右側の下の5条NO.3が本案件になります。

申請地の所在、地目、面積、譲渡し人、譲受け人につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地の東面は農地及び宅地、西面、南面、北面は事業用地となっており、農地区分は、第2種農地と判断しました。

譲受人は、申請地〇〇側で〇〇を経営しておりますが、〇〇に伴い、現在の〇〇だけでは不足となり、新たな用地を探していたところ、申請地が立地条件及び利便性に適していることから、申請地を取得し、〇〇に転用したいとのことです。

転用後は、〇〇などを置く予定であります。

続きまして、議案書4ページの4番、地図は見ていただいた地図で、向かって左側の上の5条NO.4が本案件になります。

申請地の所在、地目、面積、譲受け人、譲渡し人につきましては、議案書記載のとおりです。

申請地の東面、南面は宅地、西面、北面は道路となっており、農地区分は、第2種農地と判断しました。

譲受け人は、現在の〇〇が〇〇となったため、申請地を取得し、〇〇したいとのことです。転用後は、〇〇する予定です。

続きまして、議案書5番、地図は、5ページの5条NO.5をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、貸し人、借り人 につきましては、議案書記載のとおりです。

申請地の東面は店舗、西面は農地、南面は甲府市道、北面は道路となっており、農地区分は、第2種農地と判断しました。

借り人は、〇〇で〇〇しておりますが、現在の〇〇を返却することとなり、会社周辺で新たな用地を探していたところ、申請地が立地条件及び利便性に適していることから、申請地を賃借し、〇〇に転用したいとのことです。

転用後は〇〇などを置く予定であります。

続きまして、議案書6番と、5ページの7番は関連案件になります。

地図は、6ページの5条NO.6、NO.7をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲受け人、譲渡し人につきましては、議案書記載のとおりです。

申請地の東面、西面、南面は事業用地、北面は〇〇となっており、農地区分は、第1種農地 不許可の例外で、既存施設の拡張と判断いたしました。

譲受け人は、申請地〇〇側で、〇〇していますが、現在の〇〇の一部を、〇〇として土地を提供することとなり、その替地として、申請地を取得したいとのことであります。

転用後は、〇〇を置く予定であります。

続きまして、議案書 8 番から 6 ページの 11 番までは、関連案件になります。

地図は、7 ページの 5 条 NO. 8～NO. 11 をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲受け人、譲渡し人につきましては、議案書記載のとおりです。

申請地の東面は事業用地、西面は農地、南面は一級河川、北面は甲府市道となっており、農地区分は、第 1 種農地 不許可の例外で、既存施設の拡張と判断いたしました。

譲受け人は、市内で〇〇しており、〇〇により、現在の申請地〇〇側の〇〇だけでは不足となり、新たな〇〇を探していたところ、申請地が立地条件及び利便性に適していることから、申請地を取得し、〇〇に転用したいとのことです。

なお、〇〇には、〇〇や、〇〇として利用したいとのことです。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（柿嶋会長）

事務局から説明が終わりました。議案第 3 号についても、ご意見等はいただいておりますが、特別何かありましたらお願いいたします。

《 質問・意見なし 》

○議長（柿嶋会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、賛成の方は挙手をしてください。

《 全員挙手 》

○議長（柿嶋会長）

ありがとうございました。

全員の方の賛成の挙手をいただきましたので議案第 3 号については、決定します。

この議案のうち、1,000 m<sup>2</sup>以上の案件については、許可相当ということで、県農業会議に諮問して参ります。

それ以外の案件は 1,000 m<sup>2</sup>未満の案件ですので許可書を交付して参ります。

つぎに、報告第 1 号から第 4 号について、事務局より説明して下さい。

○事務局（中村係長）

それでは、報告事項の説明をいたします。

議案書 7 ページは、先月の総会案件のうち、1,000 m<sup>2</sup>以上の農地法第 5 条の申請について、山梨県農業会議へ諮問をした結果、許可相当との答申を受けました。

8 ページから 16 ページまでは、7 月 20 日から 8 月 8 日までに受理しました、相続等の 3 条の届出や、市街化区域における農地法第 4 条及び第 5 条の届出について、掲載しております。

なお、それぞれの転用目的や、農地の所在、届出人等につきましては、議案書に記載のとおりであり、受理通知につきましては、事務局長の専決により、交付済みとなっております。

以上でございます。よろしくお願いたします。

#### ○議長（柿嶋会長）

事務局からの説明が終わりました。

報告第 1 号から第 4 号につきましては、報告事項ですので、ご了承願いたいと思います。

つぎに、議案第 4 号令和 5 年 9 月告示分農用地利用集積計画についてと、関連がありますので、報告第 5 号農用地利用集積計画の解約については一括して審議いたします。

なお、審議に先立ち、議案第 4 号の所有権移転 1 番の案件は、土屋委員が、また、利用権設定 3 番の案件は佐々木委員が関係する案件ですので、農業委員会法第 31 条の規定に基づく議事参与の制限により、当該事案の審議の折にはご退席をお願いいたします。また、審議終了後は、再びご着席をお願いいたします。

それでは議案第 4 号のうち、所有権移転 1 番及び利用権設定 3 番を除いた案件及び報告第 5 号について、事務局より説明してください。

#### ○事務局（牧野係長）

それでは議案第 4 号の説明をいたします。

農地銀行を利用する案件は、所有権移転 1 件、新規設定 3 件、再設定 10 件、計 14 件の申し出がありました。

議案書 17 ページの表は、所有権移転です。

中道北地区からの申し出がありまして、合計面積は 1,531 m<sup>2</sup>です。

議案書 19 ページの表は、新規設定です。

玉諸・中道南地区からの申し出があり、合計面積は 2,633.16 m<sup>2</sup>です。

中段の表は、令和 5 年度の目標面積 119,200 m<sup>2</sup>に対し、設定面積は 66,344 m<sup>2</sup>、達成率は 56%です。

続いて 20 ページの表は、再設定です。

甲運・玉諸・山城・中道北・中道南地区からの申し出があり、合計面積は 17,299 m<sup>2</sup>です。

中段の表、令和5年度の目標面積396,600㎡に対し、設定面積は71,649㎡、達成率は18%です。

21 ページ1番から22 ページ3番は新規設定です。

22 ページ4番は再設定です。

22 ページ5番から25 ページ13番は再設定の更新です。

また、18 ページ1番と22 ページ3番は委員案件となっていますので、後ほど審議をお願いします。

その他につきましては、議案書記載のとおりです。貸し手、借り手、所在、地目、面積、利用目的、貸借期間については、記載のとおりです。

耕作に供すべき農用地のすべてを効率的に利用し、耕作に必要な農業に常時従事しているなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項による要件を満たしております。

引き続き、農用地利用集積計画の解約の報告です。議案書29ページをご覧ください。

今月は1件の解約となります。解約の内容、理由は、記載のとおりです。

解約の届けが提出されましたので報告いたします。

#### ○議長（柿嶋会長）

事務局から説明が終わりました。

こちらでも事前にご質問の報告は受けておりませんが、特別ありましたらお願いいたします。

《 質問・意見無し 》

それでは、採決をいたします。

議案第4号の案件のうち、所有権移転1番及び利用権設定3番を除いた案件について、賛成の方は、挙手をしてください。

《 全員賛成 》

ありがとうございます。全員の方の賛成の挙手をいただきましたので、議案第4号の案件のうち、所有権移転1番及び利用権設定3番を除いた案件について、決定して参ります。また、報告第5号については、報告事項ですので、ご了承いただきたいと思います。

それでは、土屋委員のご退席をお願いします。

【 土屋委員 退席 】

つづきまして、議案第4号のうち、所有権移転1番の案件について、審議いたします。事務局より説明してください。

○事務局（牧野係長）

18 ページ 1 番をご覧ください。所有権移転の案件ですので、補足説明が必要となります。

譲受人は、〇〇在住の〇〇歳で年間に 300 日間、農業に従事しており、〇〇で〇〇㎡を耕作しています。〇〇のため、所有権移転をすることになりました。利用目的は〇〇です。

譲受人は、認定農業者の認定を受けており、耕作に供すべき農用地のすべてを効率的に利用しております。

これらを踏まえ、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項による要件を満たしております。

○議長（柿嶋会長）

事務局から説明が終わりました。

所有権移転等の案件や特殊な案件について、原則、地元委員さんから説明をいただくこととしております。

それでは、所有権移転の 1 番の案件について、中道北地区若尾委員から補足説明をお願いします。

○中道北地区（若尾委員）

〇〇の土地の件ですが、地主さんが〇〇なので、それでもう耕作ができないということで、〇〇さんから〇〇したいということで相談を受け、〇〇さんに話をしたところ、〇〇さんでしたら〇〇ということでこういう話になりました。審議の程をよろしくをお願いします。

○議長（柿嶋会長）

ありがとうございました。

地元委員より説明が終わりました。

こちらも事前にご質問等ありませんでしたので、採決をいたします。

議案第 4 号のうち、所有権移転 1 番の案件について、賛成の方は、挙手をしてください。

《 賛成多数の場合 》

ありがとうございます。

賛成多数ですので、この案件について、決定して参ります。

それでは、土屋委員はご着席をお願いします。

つぎに、佐々木委員のご退席をお願いします。

【 佐々木委員 退席 】

つづきまして、議案第 4 号のうち、利用権設定 3 番の案件について、審議いたします。事務局より説明をお願いします。

○事務局（牧野係長）

22 ページ 3 番をご覧ください。

貸し手、借り手、所在、地目、面積、利用目的、貸借期間については、議案書記載のとおりです。

これらを踏まえ、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項による借手の要件を満たしております。以上です。

○議長（柿嶋会長）

事務局から説明が終わりました。

こちらでも事前にご質問等ありませんでしたので、採決をいたします。

議案第 4 号のうち、利用権設定 3 番の案件について、賛成の方は、挙手をしてください。

《 全員賛成 》

ありがとうございます。

全員の方の賛成をいただきましたので、この案件について、決定して参ります。

それでは、佐々木委員はご着席をお願いします。

つぎに、議案第 5 号 令和 5 年 9 月告示分 農地中間管理権に係る農用地利用集積計画についてと、関連がありますので、議案第 6 号農用地利用集積等促進計画（案）の作成については一括して審議いたします。事務局より説明してください。

○事務局（牧野係長）

中間管理機構を利用する農地の貸借の案件について説明させていただきます。

農地銀行については、貸し人と借り人が直接農地のやり取りを農業委員会の承認を得て行いますが、農地中間管理事業につきましては、貸し人と借り人の間に中間管理機構が入り、農地の貸し借りを行います。

議案第 5 号で貸し人が農地中間管理機構へ農地を貸し、議案第 6 号で農地中間管理機構から借り人に貸付を行います。なお農地中間管理機構については、議案書に記載のある山梨県農業振興公社になります。

議案第 5 号で貸し手から中間管理機構への農用地利用集積計画、議案第 6 号で中間管理機構から担い手への農用地利用集積等促進計画に分かれています。関連がありますので、一括して説明させていただきます。

議案第 5 号では、議案書記載のとおり、貸し人から山梨県農業振興公社へ貸し、貸

し手、所在、地目、面積、利用目的、貸借期間については、議案書記載のとおりです。

議案第 6 号では、山梨県農業振興公社から借り人へ貸し付けるという議案となっており、借り手、所在、地目、面積、利用目的、貸借期間については、記載のとおりです。

耕作に供すべき農用地のすべてを効率的に利用し、耕作に必要な農業に常時従事しているなど、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項による要件を満たしております。

以上となります。

#### ○議長（柿嶋会長）

事務局からの説明が終わりました。

議案第 5 号及び第 6 号についても、ご意見等はいただいておりますが、特別何かありましたらお願いいたします。

《 質問・意見無し 》

それでは、採決をいたします。

議案第 5 号及び第 6 号の案件について、賛成の方は、挙手をしてください。

《 全員賛成 》

ありがとうございます。全員の方の賛成の挙手をいただきましたので、議案第 5 号及び第 6 号について決定して参ります。

つぎに、議案第 7 号令和 6 年度甲府市農業行政施策に関する意見書について審議いたします。

それでは、事務局より説明してください。

#### ○事務局（牧野係長）

それでは説明いたします。

今回の意見書は、ブロック会議や運営委員会で承認された後、事務局でまとめさせていただいたものを、付議させていただいております。

朗読をもって上程させていただきます。

まず前文です。

貴職におかれましては、本市農業の振興のため各種施策推進に取り組んでおられますことに、敬意と感謝を申し上げます。

また、日頃より農業委員会活動に多大なご理解、ご協力を賜り心より御礼申し上げます。

本市の農業は、農業経営の担い手の不足や、高齢化などで農業就業人口は減少し、遊休農地の増加に加え、イノシシ・シカやカラス等による鳥獣被害など、農業を取り巻く状況は依然として厳しい環境下におかれています。

このような中で、農業委員会では、その主たる使命である「担い手への農地利用の集積・集約化」、「遊休農地の発生防止・解消」、「新規参入の促進」の活動を中心に、農地利用の最適化を推進することで、地域農業の振興に努めているところであり、今後におきましても、農地が利用されやすくなるよう、行政・農業委員会等の関係機関が一丸となった取組みを強化していくことが何よりも必要と考えております。

本市農業が、これからさらに魅力と活力ある産業として維持・発展し、「人と地域が輝き、栄えるまちづくり」に農業が貢献していくとともに、農業者はもとより、様々な人々が、様々な形で農業を支え合い、安心して農業ができるように、本市農業の各種施策に取り入れ、必要な事業費として予算へ反映されますことを願い、農業委員会等に関する法律第 38 条第 1 項に基づき、令和 6 年度甲府市農業行政施策に関し意見を提出いたします。

令和 5 年 10 月 5 日、甲府市長樋口雄一殿。

甲府市農業委員会会長、柿嶋敦。

以上が前文で付議させていただきます。

次に本文となります。本文につきましては 6 つの大項目に分かれています。順に説明します。

大項目 1 番目は、新規土地改良事業の計画内容の提示と進め方についてです。

現在、中道南地区を対象エリアとした新規県営土地改良事業の計画を進めていただいておりますが、国において人・農地プランが法定化されるなかで、今後、中道南地区においても、目指すべき将来の農地利用の姿を明確にする「地域計画」を策定する際には、本事業計画との整合性を図っていく必要があると考えられますので、農業基盤整備（農道及び水路整備、ほ場整備、鳥獣害防止柵の設置）の事業計画（整備箇所とスケジュール等）を早期に提示してください。

また、有害鳥獣被害が頻発化している当該地区における本事業の進め方としては、農道及び水路整備、ほ場整備よりも鳥獣害防止柵の設置を最優先に着手できるように県と協議して整備をしてください。

大項目 2 番目は、有害鳥獣対策についてです。

有害鳥獣被害は、農業収入の減少とともに営農意欲が失われ、農地の遊休化につながるものが懸念され、その影響は深刻化しています。

本市においては、農業者個人が行う防鳥網、電気柵、金網柵などの方法や猟友会による管理捕獲等の対策を講じているものの、鳥獣の行動は広範囲になるために、部分的な対策と併せて広域的な鳥獣害防止柵の設置を考える必要がありますので、次のことを要望します。

- ① 鳥獣害防止柵の新規設置費用は、広域的には個人での対応は負担が掛かり、公共事業として国及び県の補助制度を活用するには、農道や用排水路、ほ場整備等の基盤整備を含めた総合的な事業となり、広域的な鳥獣害防止柵の設置のみの補助事業が無いのが現状であると聞いておりますので、現在の農地の保全を最優先にした喫緊の対策としての補助事業の創設を国及び県に働きかけてください。

② カラスやイノシシが山間部だけではなく集落の遊休農地を棲み処としておりますので、捕獲、駆除等の強化を要望します。

大項目 3 番目は、農地の利便性の向上についてです。

中山間地域等の農地は、傾斜地のため農業用機械の使用が困難で狭小不整形な農地が多く、将来的にも集積や集約（売買や貸借等）をしにくいため、遊休農地化する可能性が高い状況にあります。

こうした課題を克服するためには、国及び県の補助事業の活用により、ほ場整備や農道の拡幅等の基盤整備をすることが考えられますが、中山間地域等では、現行の事業採択の要件となる受益面積が少なく、補助申請ができないのが現状のため、小規模の面積でも導入ができる事業の創設を国及び県へ働きかけてください。

大項目 4 番目は、50 歳以上の U・I・J ターン新規就農者に対する支援についてです。

新規就農者に対する支援策については、国事業の「新規就農者育成総合対策」や県単独事業の「親元就農者経営安定支援事業」がありますが、双方 50 歳未満が対象になっています。

しかしながら、就農相談をする者の中には 50 歳代の働き盛りも多くみられますので、50 歳以上の新規就農者に対する支援の創設を国及び県へ働きかけてください。

大項目 5 番目は、農業者が交流する機会の充実についてです。

新規就農者を含む農業者については、本市内での交流はあるものの、他市町村地域（他地域）の農業者との交流が少ないため、交流の場がほしいとの声が多くあります。

他地域の農業者同士が交流することで地域特有の栽培方法など、本市内では知りえない情報を知ることにより、情報交換や仲間づくりが励みとなり、営農意欲や向上心が掻き立てられると考えられます。

また、新規就農者が取り組む生産性の向上や新たな販売ルートの開拓など農業の発展に資する効果が多岐にわたり展開されていくと考えられますので、県内全域での農業者同士の交流する機会の充実を県へ働きかけてください。

最後に大項目 6 番目は、農業センターの貸出し農機具についてです。

現在、農業センターでは、農機具の貸し出しにより多くの農家に利用されており、スマート農機具や無煙炭化器の貸し出しを新たに導入するなど、新規就農者や半農半 X 等の多様な農業の担い手に対応するためのツールが本市にあることは、非常に評価が高いと認識しております。

今後におきましては、引き続き農機具等の充実と貸付け規則等の運用において柔軟に対応できる体制等を、次のとおり要望します。

① 貸出し農機具を「市内で耕作していれば市外の居住者でも借りることができる」ように規則等の見直しをお願いします。貸出し農機具があれば、本市の農業が振興され、耕作放棄されることも減り、遊休農地の増加を防ぐことになると考えます。

② 新規就農者においては、大型の農業機械（トラクター）を借りたいが、運搬車両

(トラック)が無い上に、荷台からの機械の昇降作業に危険が伴うために、借りられないという声が多くありますので、トラクター等の大型機械に関しては、借り人のほ場までの運搬と機械の昇降ができる体制等の構築をお願いします。以上となります。ご審議の程、よろしく申し上げます。

○議長（柿嶋会長）

事務局から説明が終わりました。

こちらも事前にご質問の報告は受けておりませんが、特別ありましたらお願いいたします。

《 質問・意見無し 》

それでは、採決をいたします。

議案第7号の案件に、賛成の方は、挙手をしてください。

《 賛成多数 》

ありがとうございます。賛成多数ですので議案第7号の案件について、決定して参ります。

つぎに、議案第8号 令和5年度甲府市農業賞被表彰候補者の推薦について審議いたします。

それでは、事務局より説明してください。

○事務局（牧野係長）

それでは説明いたします。

今回の推薦書（案）は、ブロック会議や運営委員会で承認された後、付議させていただいております。

対象者の名前、住所については議案書記載のとおりです。

経歴と推薦の理由について説明させていただきます。

昭和〇〇年〇〇月、〇〇卒業

昭和〇〇年〇〇月、〇〇

昭和〇〇年〇〇月、〇〇

平成〇〇年〇〇月、〇〇

令和〇〇年〇〇月、〇〇

令和〇〇年〇〇月、〇〇

令和〇〇年〇〇月、〇〇

この方は、高校卒業後就農し、農業をしながら〇〇や〇〇をしました。

現在は、〇〇をしています。現在の中道地区の農地へは、かんがい給水施設の設置（畑かん事業）がされており、その導入の際には、〇〇として〇〇、中道地区の安定的な水の確保のため尽力されました。その功績は顕著であり、畑作をする環境

に大きく寄与し、農業経営の改善と合理化が進んだことから、甲府市農業賞に相応しいため推薦いたします。

以上となります。ご審議の程、よろしく申し上げます。

○議長（柿嶋会長）

事務局から説明が終わりました。

こちらでも事前にご質問の報告は受けておりませんが、特別ありましたらお願いいたします。

○玉諸地区（落合委員）

4Hクラブについて教えてください。

○事務局（牧野係長）

将来の日本の農業を支える20代、30代の若い農業者で組織された農業者青年クラブになります。

○山城地区（西名委員）

少し、補足をさせていただきますと、この4Hはヘッド、ハンド、ヘルス、ハート、この4つを健全にもちながら、日本の農業の後継者として、日本の農業を維持、発展させていく全国組織です。

○議長（柿嶋会長）

ありがとうございました。落合委員よろしいでしょうか。

○玉諸地区（落合委員）

はい、ありがとうございます。

○議長（柿嶋会長）

他にはいかがでしょうか。

○白井地区（土屋委員）

推薦された〇〇さんは私と〇〇で、高校を卒業してから、地域に密着し、農業を一生懸命にやってきました。ぜひよろしく申し上げます。

○議長（柿嶋会長）

ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

○山城地区（關野委員）

推薦の理由のなかで、〇〇が大きな理由になっていますが、〇〇で〇〇をやっているとしますので、これを経歴の中に入れてあげたらどうかと思います。

○事務局（牧野係長）

分かりました。確認させていただいて、経歴の中に入れてさせていただきます。

○議長（柿嶋会長）

他にはいかがでしょうか。

《 質問・意見無し 》

それでは、採決をいたします。

議案第 8 号の案件に、賛成の方は、挙手をしてください。

《 全員賛成 》

ありがとうございます。全員の方の賛成の挙手をいただきましたので、議案第 8 号の案件について、決定して参ります。

以上で、予定している案件は全て終了しましたが、他に何かありましたらお願いします。

《 特に無し 》

#### 【 5. 総会閉会の宣言】

以上をもちまして、8 月定例総会を終了いたします。

ご苦労様でした。

午後 3 時 00 分 閉会